

町民税・県民税減免申請書

幸田町長

幸田町税条例第48条の規定により、次のとおり町民税・県民税の減免を申請します。

申請日	年	月	日
-----	---	---	---

申請者	住所	〒		
	ふりがな			
	氏名			
	納税義務者との続柄		電話	
納税義務者	住所	□申請者の住所と同じ		
	ふりがな			
	氏名	□申請者の氏名と同じ		

該当する適用区分に○を付け、申請事項を記入してください。

適用区分	申請事項				添付書類
第1号 生活保護を受ける者	保護の種類	生活扶助 住宅扶助 教育扶助 医療扶助			転出した場合は住所地の福祉事務所長が証明した申請書又は生活保護受給者証明書
	保護開始年月日	年 月 日			
第2号 生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者	減少理由				<ul style="list-style-type: none"> 所得減少の理由を証明する書類（診断書、離職票、失業保険受給証等） 本年の所得内容がわかる書類（給与明細等）
	前年の合計所得金額				
	同一生計配偶者・扶養親族の数	同一生計配偶者 有・無	扶養親族	人	
	本年の合計所得金額の見込額				
第3号 学生及び生徒	学校名				在学を証明する書類（学生証等）
	学部・学年				
第4～7号 法人及び団体	4 公益社団法人・公益財団法人	5 地縁団体			課税標準の算定期間のわかるもの
	6 政党・政治団体	7 NPO法人			
第8号 震災・風水害・火災その他これらに類する災害により被害を受けた者	災害の種類	震災・風水害・落雷・火災・その他（ ）			り災の程度を証明する書類
	被災年月日	年 月 日			
	死亡した場合	死亡年月日	年 月 日		障害の程度を証明する書類（障害者手帳等） 保険金等で補てんされる額がある場合は、その金額がわかる書類 減免対象期間が申請日以後1年間のため、翌年度も対象になる場合がある
	障害者となった場合	障害の程度			
	前年の合計所得金額				
	住宅・家財の損害額 - 保険金等の補てん額 = 差引損害額				
差引損害額 ÷ 災害前の住宅・家財の価格 = 災害の程度					
第9号 町長が特に必要と認める者	死亡	死亡年月日	年 月 日		認定に必要な書類
		前年の合計所得金額			
	その他				

()年度 税額	普通徴収税額	第1期	第2期	第3期	第4期	随時期		
		円	円	円	円	円		
	給与・年金から 特別徴収 される税額	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
		円	円	円	円	円	円	
		12月	1月	2月	3月	4月	5月	
		円	円	円	円	円	円	
		4月	6月	8月	10月	12月	2月	
		円	円	円	円	円	円	
※翌年度の税 額に係る減免 額がある場合	普通徴収税額	第1期	第2期	第3期	第4期	随時期		
		円	円	円	円	円		
	給与・年金から 特別徴収 される税額	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
		円	円	円	円	円	円	
		12月	1月	2月	3月	4月	5月	
		円	円	円	円	円	円	
		4月	6月	8月	10月	12月	2月	
		円	円	円	円	円	円	

注意

当該減免の事由が発生した日以後最初に到来する納期の末日と当該減免の事由が発生した日から30日を経過する日とのいずれか遅い日までに、減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して申請してください。

減免額には、地方税法第45条により、県民税額を含む。